



しゃきょう 2021年4月号186号

社協だより

●発行 社会福祉法人三宅島社会福祉協議会 〒100-1211 三宅島三宅村坪田 3053 電話 04994-8-5888



4月2日～8日は発達障がい啓発週間です！

毎年、4月2日から8日までの1週間、厚生労働省は「発達障がい啓発週間」と定め、日本各地で自閉症等の発達障がいについて啓発する活動が行われています。

これは2007年の国連総会で毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議されたことに起因しています。この期間は都庁や東京タワー、ゲートブリッジなどの地域を象徴する建造物が青色のライトに照らされ、各地で発達障がいをテーマにしたイベント、集会が開かれます。

それでは「発達障がい」とはどのような障がいなのでしょうか？「生きづらさ」を抱える障がい等と言われますが、行動や認知の特徴によって個別に分類されます。代表的なものは、自閉症スペクトラム障がい(ASD)、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などで、それぞれの障がいは重複することもあり、複数の特性をあわせ持つ場合もあります。

発達障がいは生まれつきの脳の特性で、「病気」とは異なります。脳の発達が通常と違うために、特定のことに非常に優れた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といったようなことが生じます。誰にでもある得手不得手ですが、発達障がいがあるとされる人は、その差が非常に大きく、そのために本人にとり「生きづらさ」を感じるようになります。これは親のしつけが悪いわけでもなく本人の努力が足りないわけでもありません。「障がい」ではなく「違い」つまり個性や性格に近いものといえます。また、適切な療育と対処方法や周囲の理解、その人にあったやり方で日常的場面での過ごし方を工夫することが出来れば、本来の力がしっかり生かされることが知られています。

実は誰にでも当てはまることで、程度の差なのかもしれません。

今から10年前厚生労働省に特命チームが設置され緊急政策提言が取りまとめられました。

すでに社会問題となっていた発達障がいを含めた一人ひとりの「生きづらさ」にたいする調査と提言です。提言は「弱い個人を包み込めるような社会でこそ、実は強い個性が育つのだ」としています。弱さを弱さとして認めることは、とても勇気のいることで、それは強くないとできないからです。そしてこの理念を「社会的包摂」と定義しています。私たちの社会は多数の「常識」の中で営まれるのではなく、ひとりひとり多様な弱さや悩みを包み込むことで、弾力に富む強くて優しい社会になるのでしょうか。令和3年度のはじめにブルーライトに照らされたゲートブリッジに思いを寄せ、今の日本社会を考えて見たいと思います。

三宅島社会福祉協議会 事務局長 斎藤央



三宅村通院送迎サービス



三宅島社協では三宅村に在住する 70 歳以上の高齢者の方でバス等の公共交通機関やほかの交通手段で病院への定期的な受診が困難な方の通院送迎を行っています。

●サービス内容

◎利用可能日 火・水・木・金曜日 ※土日祝日・年末年始はお休み

◎利用時間 午前 10:00～

●利用料 無料

●申請方法

- ①専用の申請用紙に記入捺印の上、社協に提出していただきます。
- ②社協の担当職員がご自宅に伺い、お話を聞かせて頂きます。
- ③社協内での決裁が下りたら「利用認定通知」を郵送させていただきます。
- ④「利用認定通知」が届いた後、社協に通院送迎の予約をいれてください。



詳しい内容につきましては社協（8-5888）までご連絡ください。

●注意事項

- ◎乗り合わせのご利用となり、「〇〇さんと一緒に乗りたい」などのご希望には添えません。
- ◎介助を要する場合は同乗者の付き添いが必要となります。（ドライバーは介助できません）
- ◎病状の悪化に伴う急な通院の利用はできません。通院の1週間前にはご予約ください。
- ◎「自宅～病院～自宅」の間にどこかで下車することはできません。
- ◎ドライバーによる病院内での案内はしておりません。

※利用申請をされても、一定の条件に満たしていない場合は利用をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

寄付金のお知らせ

下記の方から三宅島社会福祉協議会へご寄付頂きましたのでご報告いたします。

宮澤 誠さまより 亡母 イセ子さまの香料より 組織運営事業のために

福祉振興のため、大切に使用させていただきます。ご厚志誠にありがとうございます。





開所日時:月・水・木(10:00~15:00)

三宅村地域活動支援センター「いぶき」は障がいのある方の働く作業場と楽しく過ごせる場所です!

4月のいぶき活動

緑花活動 5・12・19・26日(全月曜日)

外出支援 15日(木曜日) 消毒作業 水・木曜日



いぶきでは月2回水曜日にカラオケの時間を作っています。通われている皆さんの交流の機会でもあり毎回、好きな歌を歌ったり、ハーモニカ演奏をしてくださったり、楽しく過ごしています。創作活動などの作業にも熱心に取り組まれています。カラオケは息抜きの時間となっています。

ちけん通信

Vol.24 「ちけん」サービスを受けるにはお金がかかるの?

Q.

ちけんのサービスを受けるのに手続きは面倒くさくない?

そうだ!

社協の地権に

相談して

みよう!



ご相談ありがとうございます!ちけん担当のヤナガワです。**初めて「ちけん」への相談をいただく際に必要な手続きや書類などはありません!**

心配事や不安に感じていることなどを聞かせていただいでいくなかで、ご相談いただいた方が「ちけん」のサービスが必要だと思われるときに、具体的に「ちけん」サービスのお手伝いの内容を提示させていただきます。ご検討いただいた後「契約書」へのご署名・ご捺印をいただいております。ささいな心配ごとの相談が大きな困りごとの解決につながります。まずはお気軽にご相談ください!



「地権(ちけん)」では、判断能力に心配がある方を対象として、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う事で**本人による選択や契約を支援する事業**です。

みやげじましゃかいふくしきょうぎかい みんなでたのしく「てあらひ」しよう

① めにみえるよごれを
みずでおとす



② はんどそーぷをつける



③ てのひらとてのひらを
こすってよくあわだてる



おねがいのぼーず

④ てのこうをかたほうの
てのひらでこする



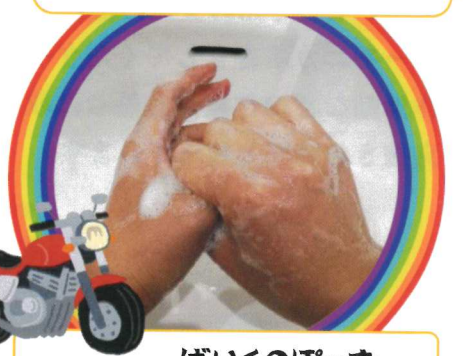
かめのぼーず

⑤ てをくんでりょうほうの
ゆびのあいだをこする



やまのぼーず

⑥ おやゆびをかたほうの
てでつつみこんでこする



ばいくのぼーず

⑦ ゆびさき・つめのあいだは
てのひらをこする



つめとぎのぼーず

⑧ てくびをこする



つかまえたのぼーず

⑨ みずでながす



⑩ みずをよくふく



⑪ ぴかぴか



♪ ぞうさん～ぞうさん～
お鼻がながいのね～
ぞうよ～母さんも
ながいのよ～♪

「童謡ぞうさん」の1番を歌いながら1つずつの動作を行うと手洗いがしっかり行えます。